

令和 7 年 5 月 30 日

児童手当受給者 様

(公印省略)

邑楽町長 橋本 光規

令和7年度 児童手当 現況届の提出について

6月1日現在での子どもの養育状況等や所得状況を確認するため、6月中に『児童手当 現況届』の提出が必要になります。必要事項を記入し返信用封筒にてご返送ください。現況届を提出しないと、8月分からの手当を受けられなくなりますので、必ず提出してください。

提出書類	必ず提出するもの	■令和 7 年度児童手当現況届(6 月 1 日現在の状況を記入)
	必要なかたのみ ※必要と思われるかたには同封してあります。同封されてないかたで該当する場合はご連絡ください。	■別居監護申立書 仕事の都合等で児童と別居(住民票が別)しているかた ■児童手当等の受給資格に係る申立書 離婚調停中等により配偶者と別居していて、児童と同居し監護しているかた ■監護・生計維持申立書 父または母以外で児童を監護しているかた ■監護相当・生計費の負担についての確認書 18 歳年度末経過後から 22 歳年度末までの児童の兄姉(別居している、または学生以外)がおり、第 3 子加算が発生するかた
提出方法	①または②により提出してください。 ① 郵 送(同封の返信用封筒(黄色)をお使いください。切手は不要です。) ② 役場子ども支援課(1 階⑤番)窓口を持参 ※窓口での受付は 8:30~17:15 までとなります。土日・祝祭日は受付していません。 混雑が予想されますので、なるべく郵送にてご提出ください。	
提出期限	令和 7 年 6 月 30 日 (月) ※上記の期限を過ぎてしまった場合でも、必ず現況届をご提出ください。 ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる場合がありますのでご注意ください。	

▼受給者の変更について

父母が共働きであり、ともに監護・生計要件を満たしている場合は、生計を維持する程度の高いかたが受給者となります。現在父母いずれかのうち所得の低いかたが受給者となっている場合で、父母間の所得に一定以上の開きがある場合、所得の高いかたに受給者を変更していただく場合がありますのでご了承ください。

【 問い合わせ先 】 邑楽町役場 子ども支援課 児童福祉係 Tel:0276-47-5023(係直通)

裏面に現況届記入例を載せてありますので、参考にしてください。